

○国土交通省令第五十九号

水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）及び河川法施行令及び河川管理施設等構造令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第 号）の施行に伴い、水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十五条第一項第三号ハ、第十五条の二第一項、第七項及び第八項、第十五条の三、第十五条の四並びに第三十六条第一項並びに河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三十七条の二、第五十八条の八第一項、第五十八条の十二及び第九十九条第一項並びに河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の十二及び河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）第七十五条の規定に基づき、並びに河川法を実施するため、河川法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年七月五日

国土交通大臣 太田 昭宏

河川法施行規則等の一部を改正する省令

（河川法施行規則の一部改正）

第一条 河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号中「洪水」の下に「、津波」を加える。

第十八条の九の見出し中「九項」を「十項」に改める。

第二十二條の次に次の一條を加える。

（水防に必要な器具等を保管するための倉庫に類する施設）

第二十二條の二 法第三十七條の二の国土交通省令で定める施設は、水防に必要な器具、資材又は設備の置場とする。

第三十三條の十を第三十三條の十三とし、第三十三條の九を第三十三條の十二とし、第三十三條の八を第三十三條の十一とし、第三十三條の七の次に次の三條を加える。

（河川協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）

第三十三條の八 法第五十八條の八第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、總會の運営、會計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

（河川協力団体の指定）

第三十三條の九 法第五十八條の八第一項の規定による指定は、法第五十八條の九各号に掲げる業務を行う河川の区間を明らかにしてするものとする。

（河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例の対象となる行為）

第三十三條の十 法第五十八條の十二の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる許可又は

承認の区分に応じ、当該各号に定める行為（当該河川協力団体がその業務を行う河川の区間において行うものに限る。）とする。

一 法第二十条の規定による承認 河川環境の整備と保全を目的として行う高水敷若しくは低水路の整備、流水の浄化施設の設置その他の河川工事又は竹木の伐採、障害物の処分その他の河川の維持

二 法第二十四条の規定による許可 河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究又は知識の普及及び啓発のために必要な土地の占用

三 法第二十五条後段の規定による許可 令第十五条第一項に規定する河川の産出物の採取

四 法第二十六条第一項の規定による許可 河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究又は知識の普及及び啓発のために必要な工作物の新築若しくは改築

五 法第二十七条第一項の規定による許可 河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のために必要な土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は樹木の栽植

六 法第三十四条第一項の規定による承認 第二号又は第三号に掲げる許可（それぞれ第二号又は第三号に定める行為に係るものに限る。）に基づく権利の譲渡

2 令第十六条の十二の国土交通省令で定める行為は、河川環境の整備と保全に関する情報若しく

は資料の収集及び提供、調査研究又は知識の普及及び啓発のために必要な土石の堆積又は設置（当該河川協力団体がその業務を行う河川の区間において行うものに限る。）とする。

第三十七条の五の次に次の一条を加える。

（河川管理施設の維持又は操作等の委託を受けることができる者の要件）

第三十七条の六 法第九十九条第一項の国土交通省令で定める要件は、法第五十八条の八第一項の河川協力団体又は河川の管理に資する活動を行っている一般社団法人若しくは一般財団法人であつて、法第九十九条第一項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであることとする。

第三十八条の四中「第三十三条の十」を「第三十三条の十三」に改める。

（河川管理施設等構造令施行規則の一部改正）

第二条 河川管理施設等構造令施行規則（昭和五十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「、高水位」の下に「、津波水位」を加え、「計画高水位」の下に「、計画津波水位」を加える。

（水防法施行規則の一部改正）

第三条 水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準）

第三条 法第十五条第一項第三号ハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方米メートル以上のものであることとする。

第四条中「法第十五条第四項」を「法第十五条第三項」に改める。

第五条を第十四条とし、第四条の次に次の九条を加える。

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項）

- 第五条 法第十五条の二第一項の地下街等（法第十五条第一項第三号イに規定する地下街等をいう。以下同じ。）の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 地下街等における洪水時の防災体制に関する事項
 - 二 地下街等の利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項
 - 三 地下街等における洪水時の浸水の防止のための活動に関する事項
 - 四 地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
 - 五 地下街等における洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

六 自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ 法第二条第二項に規定する水防管理者（以下単に「水防管理者」という。）その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

七 前各号に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

（統括管理者の設置等）

第六条 地下街等の自衛水防組織には、統括管理者を置かなければならない。

2 統括管理者は、地下街等の自衛水防組織を統括する。

3 地下街等の自衛水防組織にその業務を分掌する内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該内部組織にその業務の実施に必要な要員を配置するとともに、当該内部組織を統括する者を置くものとする。

（連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者による地下街等の自衛水防組織の設置）

第七条 法第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連

続する二以上の地下街等の所有者又は管理者が共同して法第十五条の二第一項に規定する計画を作成するときは、当該地下街等の所有者又は管理者は、共同して自衛水防組織を置くことができる。

(地下街等の自衛水防組織の設置に係る報告事項)

第八条 法第十五条の二第八項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 統括管理者の氏名及び連絡先
- 二 自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置

- 三 法第十五条第一項第一号に規定する洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先
(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第九条 法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設(法第十五条第一項第三号口に規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。)の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における洪水時の防災体制に関する事項
- 二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

五 自衛水防組織を置く場合にあつては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(自衛水防組織に関する規定の要配慮者利用施設についての準用)

第十条 第六条及び第八条の規定は、要配慮者利用施設の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第八項」とあるのは、「第十五条の三第二項」と読み替えるものとする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十一条 法第十五条の四第一項の大規模工場等（法第十五条第一項第三号ハに規定する大規模工場等をいう。以下同じ。）の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 大規模工場等における洪水時の防災体制に関する事項

- 二 大規模工場等における洪水時の浸水の防止のための活動に関する事項
- 三 大規模工場等における洪水時の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
- 四 大規模工場等における洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあつては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
 - イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
 - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

（自衛水防組織に関する規定の大規模工場等についての準用）

第十二条 第六条及び第八条の規定は、大規模工場等の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第八項」とあるのは、「第十五条の四第二項」と読み替えるものとする。

（水防協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）

第十三条 法第三十六条第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所

の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

附 則

この省令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年七月十一日）から施行する。